

(案)

厚生労働省発雇児****第*号
平成 28 年 * 月 * * 日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働事務次官
(公印省略)

平成 28 年度保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「保育所等整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対して、この旨通知されたい。

平成 28 年度保育所等整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 平成 28 年度保育所等整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）、並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために指定都市、中核市又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業及び防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）に交付する。

(定義)

- 4 この交付要綱において「保育所等」、「保育所機能部分」、「小規模保育事業所」、「防音壁整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子

	<p>どもに保育を実施する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分 ・平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園
保育所機能部分	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる幼稚園において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分（当該施設の定員が20人以上の場合に限る。）
小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設
防音壁整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備すること。 （地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）
修理	大規模修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ② その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築 増改築 改築	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。

		<p>*改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。</p> <p>*地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。</p>
整備	老朽民間児童福祉施設整備	<p>・社会福祉法人が設置する施設について、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p>
	防音壁整備	<p>・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市区町村が必要性を認めたものに限る。）</p>

6 交付金の交付の対象となる事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（（4）防音壁整備事業を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する事業とする。

① 施設の種類	② 設置根拠	③ 設置主体
(1) 保育所等	児童福祉法第35条第4項及び同法第56条の8第3項並びに認定こども園法第17条第1項及び同法第34条第3項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。） （以下「社会福祉法人等」という。）
(2) 保育所機能部分	認定こども園法第3条第2項第1号及び第4項第1号	社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が、当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第34条の15第2項	市町村が認めた者（公立施設を含む。）
(4) 防音壁を設置する施設	—	本表「①施設の種類の（1）（2）（3）」に応じた「③設置主体」

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、指定都市、中核市又は市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 6の(1)の事業(保育所等)

ア 「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表2-2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(2) 6の(2)の事業(保育所機能部分)

ア 市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築及び改築に

限る。)

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3、別表2-5で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (7)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所機能部分に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ ア以外の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (7)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所機能部分に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(3) 6の(3)の事業(小規模保育事業所)

ア 「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (7)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が小規模保育事業所に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ ア以外の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (7)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が小規模

保育事業所に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(4) 6の(4)の事業(防音壁を設置する施設)

市町村が策定する設置計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が防音壁を設置する施設に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表2-3、別表2-4、別表2-6、別表2-7、別表2-10、別表2-11「交付基準額表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、「交付基準額表」中(別表2-3、別表2-6、別表2-10を除く)、A地域の基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
③	山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

(交付の条件)

11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、整備計画又は設置計画（以下「整備計画等」という。）に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

(2) 整備計画等に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(5) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1)～(3)に掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）で

あって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(6) (5) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に關係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に關係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生（支）局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業又は防音壁整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により平成28年12月末日現在の状況を平成29年1月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により、8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 - 1

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
保育所等	本体工事費	<p>ア 別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 条)第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年法律第 87 号)第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7 に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料(礼金を除き敷金を含む。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※ 1、※ 2 について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-2

算 定 基 準
(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
保育所等	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>（１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>（２）工事請負業者２社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（７に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設設 整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表 1 - 3

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
保育所 機能部分	本体工事費	<p>ア 別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※ 1、※ 2 について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-4

算 定 基 準
(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
保育所 機能部分	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設設 整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表1-5

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
小規模保育事業所	本体工事費	<p>ア 別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※1 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法(昭和40年法律第64条)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料(礼金を除き敷金を含む。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-6

算 定 基 準
(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
小規模保育事業所	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表1-7

算 定 基 準
(防音壁整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を3,128,000円(1/2相当)とする。	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	63,400	69,800	60,300	66,300	57,100	62,900	54,100	59,500
定員21～30名	66,500	73,200	63,400	69,800	61,800	68,000	58,800	64,600
定員31～40名	77,400	85,000	72,700	79,900	69,500	76,500	66,500	73,200
定員41～70名	88,100	97,000	83,500	91,900	78,900	86,800	75,700	83,300
定員71～100名	114,500	125,900	109,900	120,800	103,600	114,000	99,000	108,900
定員101～130名	137,700	151,500	131,500	144,600	123,800	136,100	119,100	131,000
定員131～160名	159,300	175,300	153,100	168,400	143,900	158,300	137,700	151,500
定員161～190名	181,000	199,100	173,200	190,600	164,000	180,400	154,700	170,200
定員191～220名	201,100	221,300	193,400	212,800	185,700	204,200	173,200	190,600
定員221～250名	222,800	245,100	213,500	234,900	202,800	223,000	190,300	209,400
定員251名以上	247,600	272,400	235,300	258,800	224,300	246,800	213,500	234,900
放課後児童クラブ専用室の併設加算	9,610							
特殊附帯工事	9,610							
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	33							
定員21～30名	26							
定員31～40名	21							
定員41～70名	18							
定員71～100名	15							
定員101～130名	13							
定員131～160名	12							
定員161名以上	11							
土地借料加算	14,400							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,040				2,250			

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体外工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	83,700	92,100	79,800	87,500	75,500	83,100	71,300	78,500
定員21～30名	87,800	96,600	83,700	92,100	81,700	89,700	77,600	85,200
定員31～40名	102,000	112,200	95,900	105,500	91,800	101,000	87,800	96,600
定員41～70名	116,300	128,000	110,300	121,300	104,100	114,600	100,000	110,000
定員71～100名	151,100	166,200	144,900	159,500	136,700	150,400	130,600	143,700
定員101～130名	181,700	199,900	173,500	190,900	163,300	179,700	157,200	172,900
定員131～160名	210,300	231,400	202,000	222,400	189,900	208,900	181,700	199,900
定員161～190名	238,900	262,900	228,600	251,600	216,500	238,100	204,100	224,500
定員191～220名	265,500	292,000	255,300	280,800	245,100	269,600	228,600	251,600
定員221～250名	294,100	323,600	281,900	310,100	267,600	294,300	251,200	276,300
定員251名以上	326,800	359,400	310,500	341,600	296,200	325,800	281,900	310,100
放課後児童クラブ専用室の併設加算	12,600							
特殊附帯工事	12,600							
設計料加算	本体外工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	33							
定員21～30名	26							
定員31～40名	21							
定員41～70名	18							
定員71～100名	15							
定員101～130名	13							
定員131～160名	12							
定員161名以上	11							
土地借料加算	19,000							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,660				2,960			

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体外工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,268	1,396	1,674	1,842
定員21～30名	1,439	1,583	1,899	2,089
定員31～40名	1,918	2,110	2,533	2,786
定員41～70名	2,414	2,655	3,186	3,504
定員71～100名	3,404	3,745	4,494	4,943
定員101～130名	4,085	4,495	5,392	5,933
定員131～160名	5,107	5,618	6,741	7,416
定員161～190名	6,129	6,742	8,090	8,900
定員191～220名	7,150	7,865	9,438	10,382
定員221～250名	8,172	8,990	10,787	11,865
定員251名以上	9,194	10,114	12,136	13,349

- ※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,259	2,486	2,982	3,280
定員21～30名	2,757	3,033	3,640	4,004
定員31～40名	3,343	3,677	4,413	4,853
定員41～70名	4,643	5,107	6,129	6,741
定員71～100名	6,965	7,661	9,193	10,113
定員101～130名	8,358	9,194	11,032	12,136
定員131～160名	10,448	11,492	13,791	15,171
定員161～190名	11,423	12,565	15,078	16,586
定員191～220名	13,327	14,660	17,592	19,351
定員221～250名	15,231	16,754	20,105	22,115
定員251名以上	17,135	18,849	22,617	24,880

- ※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	47,500	52,300	45,200	49,700	42,800	47,100	40,600	44,700
定員21～30名	49,900	54,900	47,500	52,300	46,400	51,000	44,000	48,400
定員31～40名	57,900	63,800	54,500	59,900	52,100	57,400	49,900	54,900
定員41～70名	66,100	72,700	62,600	68,900	59,200	65,100	56,800	62,400
定員71～100名	85,800	94,400	82,400	90,700	77,700	85,400	74,200	81,700
定員101～130名	103,200	113,500	98,600	108,400	92,800	102,100	89,300	98,200
定員131～160名	119,500	131,400	114,900	126,300	107,900	118,700	103,200	113,500
定員161～190名	135,700	149,300	129,900	143,000	122,900	135,300	116,000	127,600
定員191～220名	150,800	165,900	145,000	159,500	139,300	153,100	129,900	143,000
定員221～250名	167,100	183,900	160,100	176,200	152,100	167,200	142,700	157,000
定員251名以上	185,700	204,200	176,400	194,100	168,200	185,100	160,100	176,200
放課後児童クラブ専用室の併設加算	7,150							
特殊附帯工事	7,150							
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	25							
定員21～30名	18							
定員31～40名	16							
定員41～70名	14							
定員71～100名	11							
定員101～130名	9							
定員131～160名	9							
定員161名以上	8							
土地借料加算	10,800							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	1,530				1,740			

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	62,800	69,100	59,700	65,600	56,600	62,200	53,600	58,900
定員21～30名	65,800	72,400	62,800	69,100	61,200	67,300	58,200	63,900
定員31～40名	76,500	84,100	71,900	79,100	68,900	75,700	65,800	72,400
定員41～70名	87,200	96,000	82,700	91,000	78,100	86,000	75,000	82,500
定員71～100名	113,300	124,700	108,600	119,600	102,500	112,800	98,000	107,800
定員101～130名	136,200	149,900	130,100	143,200	122,400	134,700	117,800	129,700
定員131～160名	157,700	173,500	151,600	166,800	142,400	156,700	136,200	149,900
定員161～190名	179,300	197,100	171,500	188,700	162,400	178,500	153,100	168,400
定員191～220名	199,200	219,000	191,400	210,600	183,900	202,200	171,500	188,700
定員221～250名	220,500	242,600	211,300	232,500	200,700	220,800	188,400	207,300
定員251名以上	245,100	269,600	232,800	256,100	222,100	244,400	211,300	232,500
放課後児童クラブ専用室の併設加算	9,400							
特殊附帯工事	9,400							
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	25							
定員21～30名	18							
定員31～40名	16							
定員41～70名	14							
定員71～100名	11							
定員101～130名	9							
定員131～160名	9							
定員161名以上	8							
土地借料加算	14,200							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,040				2,250			

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	951	1,047	1,255	1,382
定員21～30名	1,079	1,187	1,424	1,567
定員31～40名	1,439	1,583	1,899	2,089
定員41～70名	1,810	1,992	2,389	2,629
定員71～100名	2,553	2,808	3,371	3,707
定員101～130名	3,064	3,371	4,044	4,449
定員131～160名	3,830	4,214	5,056	5,562
定員161～190名	4,596	5,057	6,068	6,675
定員191～220名	5,362	5,899	7,078	7,787
定員221～250名	6,129	6,742	8,090	8,900
定員251名以上	6,895	7,585	9,102	10,013

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,694	1,864	2,236	2,460
定員21～30名	2,069	2,275	2,730	3,003
定員31～40名	2,507	2,757	3,309	3,640
定員41～70名	3,482	3,830	4,596	5,056
定員71～100名	5,223	5,746	6,894	7,584
定員101～130名	6,268	6,895	8,274	9,102
定員131～160名	7,836	8,620	10,344	11,378
定員161～190名	8,567	9,424	11,308	12,440
定員191～220名	9,995	10,995	13,194	14,512
定員221～250名	11,423	12,565	15,079	16,586
定員251名以上	12,851	14,136	16,963	18,660

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体外工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	沖縄県	
	標準	都市部
定員20名以下	71,300	78,500
定員21～30名	74,800	82,300
定員31～40名	87,000	95,700
定員41～70名	99,100	109,000
定員71～100名	128,800	141,600
定員101～130名	154,800	170,400
定員131～160名	179,300	197,200
定員161～190名	203,700	224,000
定員191～220名	226,400	248,900
定員221～250名	250,700	275,700
定員251名以上	278,600	306,400
放課後児童クラブ専用 室の併設加算	10,700	
特殊附帯工事	10,700	
設計料加算	本体外工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	37	
定員21～30名	29	
定員31～40名	25	
定員41～70名	21	
定員71～100名	17	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	16,200	
地域の余裕スペース 活用促進加算	標準	都市部
	2,350	2,560

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体外工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,427	1,570
定員21～30名	1,619	1,780
定員31～40名	2,158	2,374
定員41～70名	2,715	2,987
定員71～100名	3,829	4,213
定員101～130名	4,596	5,057
定員131～160名	5,746	6,320
定員161～190名	6,894	7,585
定員191～220名	8,044	8,848
定員221～250名	9,194	10,114
定員251名以上	10,343	11,378

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設設置工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,542	2,796
定員21～30名	3,103	3,412
定員31～40名	3,761	4,137
定員41～70名	5,223	5,746
定員71～100名	7,836	8,619
定員101～130名	9,402	10,343
定員131～160名	11,754	12,929
定員161～190名	12,851	14,136
定員191～220名	14,993	16,492
定員221～250名	17,135	18,848
定員251名以上	19,276	21,204

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	52,300	57,500	49,800	54,700	47,100	51,900	44,600	49,100
定員21~30名	54,900	60,300	52,300	57,500	51,000	56,100	48,400	53,200
定員31~40名	63,800	70,100	59,900	65,900	57,300	63,200	54,900	60,300
定員41~70名	72,700	80,000	68,900	75,800	65,100	71,500	62,400	68,800
定員71~100名	94,400	103,800	90,500	99,600	85,400	94,000	81,700	89,800
定員101~130名	113,500	124,900	108,400	119,400	102,100	112,300	98,200	108,000
定員131~160名	131,400	144,600	126,300	139,000	118,700	130,600	113,500	124,900
定員161~190名	149,300	164,200	143,000	157,300	135,300	148,800	127,600	140,300
定員191~220名	166,000	182,500	159,500	175,500	153,200	168,400	143,000	157,300
定員221~250名	183,800	202,300	176,200	193,800	167,200	184,000	157,000	172,700
定員251名以上	204,300	224,600	194,100	213,500	185,100	203,600	176,200	193,800
放課後児童クラブ専用室の併設加算	7,870							
特殊附帯工事	7,870							
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	28							
定員21~30名	20							
定員31~40名	17							
定員41~70名	15							
定員71~100名	12							
定員101~130名	10							
定員131~160名	10							
定員161名以上	9							
土地借料加算	11,900							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	1,740				1,840			

- ※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体内工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	69,000	75,900	65,600	72,200	62,200	68,500	58,900	64,800
定員21～30名	72,400	79,600	69,000	75,900	67,300	74,000	64,000	70,300
定員31～40名	84,200	92,600	79,100	87,100	75,700	83,300	72,400	79,600
定員41～70名	96,000	105,600	91,000	100,100	85,800	94,500	82,500	90,800
定員71～100名	124,600	137,200	119,600	131,500	112,800	124,100	107,800	118,600
定員101～130名	149,800	165,000	143,200	157,500	134,700	148,200	129,700	142,700
定員131～160名	173,400	190,900	166,700	183,400	156,700	172,400	149,800	165,000
定員161～190名	197,100	216,900	188,700	207,600	178,600	196,400	168,400	185,300
定員191～220名	219,000	240,900	210,600	231,700	202,300	222,400	188,700	207,600
定員221～250名	242,600	266,900	232,500	255,800	220,800	242,800	207,300	228,000
定員251名以上	269,600	296,500	256,100	281,800	244,300	268,800	232,500	255,800
放課後児童クラブ専用室の併設加算	10,400							
特殊附帯工事	10,400							
設計料加算	本体内工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
定員20名以下	28							
定員21～30名	20							
定員31～40名	17							
定員41～70名	15							
定員71～100名	12							
定員101～130名	10							
定員131～160名	10							
定員161名以上	9							
土地借料加算	15,600							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,250				2,450			

- ※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体内工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,047	1,152	1,381	1,520
定員21～30名	1,187	1,306	1,567	1,724
定員31～40名	1,583	1,741	2,089	2,298
定員41～70名	1,991	2,190	2,629	2,891
定員71～100名	2,808	3,090	3,707	4,078
定員101～130名	3,371	3,708	4,449	4,894
定員131～160名	4,214	4,635	5,562	6,118
定員161～190名	5,056	5,562	6,675	7,342
定員191～220名	5,899	6,489	7,787	8,565
定員221～250名	6,742	7,417	8,900	9,790
定員251名以上	7,584	8,344	10,012	11,013

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,863	2,050	2,460	2,706
定員21～30名	2,275	2,503	3,004	3,303
定員31～40名	2,757	3,033	3,640	4,004
定員41～70名	3,830	4,214	5,056	5,562
定員71～100名	5,746	6,320	7,584	8,343
定員101～130名	6,895	7,584	9,102	10,012
定員131～160名	8,620	9,481	11,378	12,515
定員161～190名	9,424	10,366	12,439	13,684
定員191～220名	10,995	12,094	14,513	15,964
定員221～250名	12,565	13,822	16,586	18,245
定員251名以上	14,136	15,550	18,660	20,526

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
定員20名以下	33,200	31,700	29,900	28,300
定員21～30名	34,900	33,200	32,400	30,800
定員31～40名	40,600	38,100	36,500	34,900
定員41～70名	46,300	43,800	41,400	39,800
定員71～100名	60,000	57,600	54,400	51,900
定員101～130名	72,300	69,000	64,900	62,400
定員131～160名	83,600	80,400	75,500	72,300
定員161～190名	95,000	91,000	86,100	81,100
定員191～220名	105,600	101,500	97,500	91,000
定員221～250名	116,900	112,100	106,400	99,800
定員251名以上	129,900	123,500	117,700	112,100

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	東京都	神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県	千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県	徳島県・愛媛県・大分県
定員20名以下	43,800	41,800	39,600	37,400
定員21～30名	46,000	43,800	42,800	40,700
定員31～40名	53,600	50,300	48,100	46,000
定員41～70名	61,000	57,800	54,700	52,400
定員71～100名	79,200	76,000	71,700	68,500
定員101～130名	95,400	91,100	85,600	82,500
定員131～160名	110,400	106,100	99,600	95,400
定員161～190名	125,400	120,000	113,600	107,100
定員191～220名	139,300	134,000	128,600	120,000
定員221～250名	154,300	148,000	140,400	131,800
定員251名以上	171,500	162,900	155,400	148,000

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	665	879
定員21～30名	755	996
定員31～40名	1,007	1,329
定員41～70名	1,267	1,672
定員71～100名	1,786	2,359
定員101～130名	2,144	2,831
定員131～160名	2,681	3,539
定員161～190名	3,217	4,247
定員191～220名	3,754	4,956
定員221～250名	4,290	5,663
定員251名以上	4,827	6,370

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,186	1,566
定員21～30名	1,448	1,911
定員31～40名	1,755	2,316
定員41～70名	2,437	3,217
定員71～100名	3,657	4,827
定員101～130名	4,387	5,792
定員131～160名	5,484	7,240
定員161～190名	5,996	7,915
定員191～220名	6,997	9,235
定員221～250名	7,996	10,554
定員251名以上	8,996	11,874

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-6 [9の①に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	沖縄県	
定員20名以下	49,900	
定員21～30名	52,300	
定員31～40名	60,800	
定員41～70名	69,400	
定員71～100名	90,000	
定員101～130名	108,300	
定員131～160名	125,500	
定員161～190名	142,600	
定員191～220名	158,400	
定員221～250名	175,500	
定員251名以上	194,900	

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	沖縄県	
定員20名以下	998	
定員21～30名	1,133	
定員31～40名	1,511	
定員41～70名	1,901	
定員71～100名	2,681	
定員101～130名	3,217	
定員131～160名	4,022	
定員161～190名	4,827	
定員191～220名	5,631	
定員221～250名	6,436	
定員251名以上	7,240	

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	沖縄県	
定員20名以下	1,779	
定員21～30名	2,172	
定員31～40名	2,632	
定員41～70名	3,656	
定員71～100名	5,485	
定員101～130名	6,582	
定員131～160名	8,227	
定員161～190名	8,995	
定員191～220名	10,495	
定員221～250名	11,994	
定員251名以上	13,493	

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
定員20名以下	36,600	34,900	33,000	31,200
定員21～30名	38,300	36,600	35,700	33,800
定員31～40名	44,600	41,900	40,200	38,300
定員41～70名	50,900	48,200	45,600	43,700
定員71～100名	66,000	63,400	59,800	57,100
定員101～130名	79,400	75,900	71,400	68,800
定員131～160名	92,000	88,400	83,100	79,400
定員161～190名	104,600	100,100	94,600	89,300
定員191～220名	116,100	111,700	107,200	100,100
定員221～250名	128,700	123,300	117,000	109,900
定員251名以上	143,000	135,800	129,500	123,300

- ※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	東京都	神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県	千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県	徳島県・愛媛県・大分県
定員20名以下	48,200	46,000	43,500	41,200
定員21～30名	50,600	48,200	47,100	44,800
定員31～40名	58,900	55,300	53,000	50,600
定員41～70名	67,100	63,600	60,100	57,700
定員71～100名	87,200	83,700	78,900	75,400
定員101～130名	104,900	100,200	94,200	90,800
定員131～160名	121,400	116,700	109,700	104,900
定員161～190名	138,000	132,000	125,000	117,800
定員191～220名	153,300	147,400	141,400	132,000
定員221～250名	169,800	162,700	154,400	145,000
定員251名以上	188,700	179,300	171,000	162,700

- ※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	732	967
定員21～30名	831	1,097
定員31～40名	1,108	1,462
定員41～70名	1,394	1,840
定員71～100名	1,965	2,595
定員101～130名	2,359	3,114
定員131～160名	2,948	3,893
定員161～190名	3,539	4,672
定員191～220名	4,129	5,450
定員221～250名	4,720	6,229
定員251名以上	5,309	7,008

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,305	1,722
定員21～30名	1,592	2,102
定員31～40名	1,930	2,547
定員41～70名	2,681	3,539
定員71～100名	4,022	5,309
定員101～130名	4,827	6,370
定員131～160名	6,033	7,963
定員161～190名	6,596	8,706
定員191～220名	7,696	10,159
定員221～250名	8,795	11,610
定員251名以上	9,895	13,061

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	63,400	69,800	60,300	66,300	57,200	62,900	54,100	59,500
放課後児童クラブ専用室の併設加算	9,610							
特殊附帯工事	9,610							
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
	33							
土地借料加算	14,400							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,110				2,320			

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
定員20名以下	83,700	92,100	79,600	87,500	75,500	83,100	71,400	78,600
放課後児童クラブ専用室の併設加算	12,600							
特殊附帯工事	12,600							
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
	33							
土地借料加算	19,000							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,730				3,000			

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,269	1,396	2,259	2,486

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,674	1,842	2,982	3,280

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	47,500	52,300	45,200	49,700	42,800	47,100	40,600	44,700
放課後児童クラブ専用室の併設加算	7,150							
特殊附帯工事	7,150							
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
	25							
土地借料加算	10,800							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	1,530				1,740			

- ※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
定員20名以下	62,800	69,100	59,700	65,600	56,600	62,200	53,600	58,900
放課後児童クラブ専用室の併設加算	9,400							
特殊附帯工事	9,400							
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
	25							
土地借料加算	14,200							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,040				2,250			

- ※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	951	1,047	1,255	1,382

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

■仮施設設置整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,694	1,864	2,236	2,460

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

別表2-10 [9の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	沖縄県	
	標準	都市部
定員20名以下	71,300	78,500
放課後児童クラブ専用 室の併設加算	10,700	
特殊附帯工事	10,700	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	37	
土地借料加算	16,200	
地域の余裕スペース活 用促進加算	標準	都市部
	2,350	2,560

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

別表2-10 [9の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,427	1,570

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,542	2,796

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

別表2-11 [9の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・大分県	
定員20名以下	52,300	57,500	49,800	54,700	47,100	51,900	44,600	49,100
放課後児童クラブ専用室の併設加算	7,870							
特殊附帯工事	7,870							
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
	28							
土地借料加算	11,900							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	1,740				1,840			

- ※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
定員20名以下	69,000	75,900	65,600	72,200	62,200	68,500	58,900	64,800
放課後児童クラブ専用室の併設加算	10,400							
特殊附帯工事	10,400							
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)							
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算							
	28							
土地借料加算	15,600							
地域の余裕スペース活用促進加算	標準				都市部			
	2,250				2,450			

- ※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-11 [9の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,047	1,152	1,381	1,520

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,863	2,050	2,460	2,706

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

別紙1
(様式1-1)

第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の長
中核市の長
市区町村の長 印

平成28年度保育所等整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	申請額	金	円
2	整備計画概要	別紙のとおり	(別紙1 様式1-2)
3	設置計画概要	別紙のとおり	(別紙1 様式1-3)
4	申請額算出内訳	別紙のとおり	(別紙1 様式1-4)

(添付書類)

- ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 前年度からの繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙1

(様式1-2)

平成28年度保育所等整備計画書

市区町村名： 県 市

1. 設置計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出予定額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								有・無

2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

保育提供区域		整備目標		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			

3. 管内における保育所等の定員・現員・待機児童数

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
定員				
現員				
待機児童数				

様式1-2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の保育所等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業所の別を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成28年度●●%～平成29年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

※「保育提供区域」：地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育所の整備状況等を総合的に勘案して市町村が定める区域。

※「目標値」：保育提供区域ごとに、潜在需要を含む保育需要に対応するために必要な保育所等・保育所機能部分・小規模保育事業所の整備目標。

※「拡大量」：目標値の達成より拡大が見込まれる保育所等・保育所機能部分・小規模保育事業所の定員増数。

※必要に応じ、資料を添付すること。

3. 管内における保育所等の定員・現員・待機児童数

各年度の4月1日現在の人数を記入すること。

別紙1
 (様式1-3)

平成28年度防音壁設置計画書

市区町村名： 県 市

1. 設置計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出 予定額	交付金 申請額
合計						

2. 整備の目的 (市区町村が防音壁の設置の必要性を認めた理由を具体的に記載すること)

施設名	整備の目的

様式1-3 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

1. 設置計画の概要

整備予定の保育所等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「施設種別」：保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業所の別を記入すること。

※「整備区分」：防音壁整備と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

2. 整備の目的

※防音壁の設置について、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、設置による効果等を具体的に記入すること。）

別紙2
(様式1-1)

第 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の長
中核市の長 印
市区町村の長

平成28年度保育所等整備交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成28年度保育所等整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | |
|---|--------------------------|-------------------|
| 1 | 精算額 | 金 _____ 円 |
| 2 | 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり(別紙2 様式1-2) |
| 3 | 設置計画実績の概要 | 別紙のとおり(別紙2 様式1-3) |
| 4 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり(別紙2 様式1-4) |
| 5 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり(別紙2 様式1-5) |
| 6 | 市町村及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本 | |

(添付書類)

- ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 前年度からの繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙2

(様式1-2)

保育所等整備計画実績の概要

市区町村名： 県 市

1. 整備計画実績の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

保育提供区域		整備目標		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			

3. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

--

別紙2
 (様式1-3)

防音壁設置計画実績の概要

市区町村名： 県 市

1. 設置計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出 予定額	交付金 申請額
合計						

2. 整備の目的 (市区町村が防音壁の設置の必要性を認めた理由を具体的に記載すること)

施設名	整備の目的

3. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

平成28年度保育所等整備交付金精算額内訳

印字町長:

区分	施設名	総事業費 A	寄付金等の他の収入額等 B	差引額 C (A-B)	対象経費の 実支出額 D (A)	選定額 E	交付金原額の算定				交付金 受入額 N	交付金 交付法額 M	交付金 受入額 N	差引 過少不足額 O (N-L)
							交付法額 (交付法第27条第1項、 第28条第1項、 第29条第1項)	交付法額 (交付法第27条第2項、 第28条第2項、 第29条第2項)	交付法額 (交付法第27条第3項、 第28条第3項、 第29条第3項)	交付法額 (交付法第27条第4項、 第28条第4項、 第29条第4項)				
8の(1)アに基づく 保育所等 施設整備事業 [定額1/2相当]														
	小計													
8の(1)イに基づく 保育所等 施設整備事業 [定額1/2相当]														
	小計													
9の(1)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額3/4相当]														
	小計													
9の(2)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額3/4相当]														
	小計													
8の(2)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額1/2相当]														
	小計													
9の(3)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額3/4相当]														
	小計													
8の(3)に基づく 小規模保育事業 [定額1/2相当]														
	小計													
9の(4)に基づく 小規模保育事業 [定額1/2相当]														
	小計													
5の(2)に基づく 小規模保育事業 [定額1/2相当]														
	小計													
8の(4)に基づく 小規模保育事業 [定額1/2相当]														
	小計													
8の(1)ア～イ、(2)ア～イ、(3)ア～イ、(4)ア～イ、(5)ア～イ、(6)ア～イ、(7)ア～イ、(8)ア～イ、(9)ア～イ、(10)ア～イ														

(1)工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2)E欄は、E欄の総計額を小計及び各区分の欄につき、(3)～(7)を要した額を記入すること。(小数点以下四捨五入)
 (3)E欄は、E欄の総計額を小計及び各区分の欄につき、(3)～(7)を要した額を記入すること。(小数点以下四捨五入)
 (4)G欄は、E欄の総計額を小計及び各区分の欄につき、(3)～(7)を要した額を記入すること。(小数点以下四捨五入)
 (5)F欄は、E欄の総計額を小計及び各区分の欄につき、(3)～(7)を要した額を記入すること。(小数点以下四捨五入)
 (6)K欄については、市町村が保育所等に対し補助した額を記入すること。(千円未満四捨五入)
 (7)L欄は、J欄の合計額とK欄の合計額を比較して少ない方の額を記入すること。(千円未満四捨五入)

別紙2

(様式1-5)

事業実績報告書

1. 実施施設の概要

- (1) 市町村名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設種別

(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業所、防音壁を設置する施設の別)

- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

現在定員 (人)	増加定員 (人)	合計 (人)

2. 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業 (解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積

(イ) 敷地の所有関係 (自己所有、借地、買収 (予定) 地の別)

(ウ) 施設整備の区分

(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造 (_____ 造)

イ 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 (昭和・平成 年度: 国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分 (取り壊し) 年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____	円
イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	特殊附帯工事費	_____	円
オ	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費		
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮設施設整備工事費）	_____	円
カ	その他の工事費	_____	円
キ	合 計	_____	円

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書（別紙1-6）
- キ その他必要な書類

別紙2
(様式1-6)

番 号
年 月 日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

〇〇法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇

施工業者
株式会社△△建設
代表取締役 △△ △△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△建設は、◇◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

平成 28 年度 厚生労働省所管 平成 28 年度保育所等整備交付金調書

厚生労働省所管

(市町村名) ○○県 ○○市

歳出予算科目	交付決定の額 円	地 方 公 共 団 体						備考						
		入			出									
		歳 目 科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	歳 目 科 目	予 算 現 額 円	うち交付金 相当額 円		うち交付金 相当額 円	翌 年 繰 越 額 円	うち交付金 相当額 円			
(項)														
(目)														

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記 1 の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

平成 28 年度保育所等整備交付金による施設の工事着工報告書

(市町村名) 〇〇県 〇〇市

施設の種類	施設の種類	施設の名称	施設の種類		設置団体	月										
			構造	造		直営・請負の別	月	月	月	月	月	月	月			
建物の構造及び面積	構造	工事費合計	_____m ²	_____円												
	建築面積					契約年月日										
	延面積					着工年月日										
						完成予定年月日										
出 来 高	金 額	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

平成 28 年度保育所等整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種別

(市町村名) ○○県 ○○市

施設名	設置主体	創設、増築等の別	交付金額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日まで の出来高見込 C %	繰越見込高 D(100-C) %	繰越見込額 E(A×D) 円	備考
合 計								

別紙 6

第 年 月 日
号

地方厚生（支）局長 殿

指定都市の長
中核市の長
市区町村の長

印

平成 28 年度保育所等整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条後段の規定により別紙のとおり報告する。

(別紙)

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要	
	事業費 円	交基 円	交付本 金額 円	交付金額 円	事業費支払 実績見込額 円	事業進捗 率 %	交付金受入額 円	事業費 円	交付金 円	着手年月		完了予定 年月

第 年 月 日
号

地方厚生（支）局長 殿

指定都市の長
中核市の長 印
市区町村の長

平成 28 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた保育所等整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画又は設置計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要交付金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等